

警報発表時の登下校と授業

- 1 「大雨特別警報」、「暴風特別警報」、「暴風雪特別警報」、「大雪特別警報」及び「暴風警報」が発表されている間は、登校せず自宅で待機すること。
- 2 午前11時までに上記警報が解除された場合は、解除から約2時間後に授業を始めるので、十分安全に注意し登校すること。
午前11時においてもなお警報が解除されない場合は、その日の授業は行わないから登校しなくてよい。
なお、定期考査や学校行事の日については別に連絡をする。
- 3 警報解除後の登校に際し、道路・橋梁の決壊、浸水等により登校に危険が予想される場合や、交通機関のまひ等により登校が困難な場合は登校しなくてよい。
なお、そのような場合は、状況をすみやかに学校へ連絡すること。
- 4 登校途中において、上記警報が発表されたり、危険を感じる状態になった場合は、安全に注意しながら帰宅すること。ただし、安全に帰宅することが困難な時は最も安全な場所に避難すること。
その際、避難場所が本校の場合は、登校したことを教員に申し出て指示を受けること。
また、登校途中の場合は、その状況をできるだけすみやかに家庭または学校へ連絡すること。
- 5 在校時に上記警報が発表された場合は、状況に応じて指示をするからこれに従うこと。

※「大雨特別警報」、「暴風特別警報」、「暴風雪特別警報」、「大雪特別警報」及び「暴風警報」は三重県北部地域（気象庁）の市町に発表された場合を指す。

附則

この規定は、平成26年1月9日より施行する。